

0円とする補正予算を専決処分し、地方自治法の規定により、議会に対し承認を求められたもので、全員一致で承認されました。

※専決処分とは

議会を招集する時間が無いなど、法律で決められた理由に該当する場合、及び議会の議決により委任された場合に、首長が議会に代わって、議会が議決・決定すべき事件を処分することをいうものです。

補正予算

▽令和5年度館林市一般会計補正予算(第5号) Ⅱ 国庫支出金の内示、指定寄附金のふるさとパートナー基金、地域福祉基金、地球環境基金、奨学基金への積立のほか、認知症高齢者グループホームにおける老朽化に伴う大規模修繕への補助、また、带状疱疹ワクチン接種を希望する50歳以上の方への予防接種費用の一部を助成する予防接種事業

の追加など、年度の前半を経過する時点で早急に予算措置を要するものについて補正するため、4881万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ309億1693万3000円とするもので、全員一致で可決されました。

報告

▽令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告 Ⅱ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく判断指標において、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であることから赤字比率はなく、次に、実質公債費比率は5.6%、将来負担比率は85.3%であり、また、公営企業会計における資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから資金不足比率はなく、全ての指標において、国の判断基準以下の数値となっておりとの報告がありました。

令和4年度決算

▽令和4年度館林市歳入歳出決算の認定について Ⅱ 一般会計の決算の概要は、最終予算額326億6373万8942円に対し、歳入決算額は324億6228万7986円で、予算に対する収入率は99.38%です。また、歳出決算額は297億2011万3524円で、その執行率は90.99%となり、歳入歳出差引残額は27億4217万4462円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2971万6534円を差し引いた実質収支額は、27億1245万7928円で、このうち21億円を財政調整基金に積立てし、翌年度へ繰り越すべき財源を含む6億4217万4462円を、翌年度へ繰り越しました。 特別会計の決算は、国民健康保険特別会計が、歳入78億4235万1712円、歳出76億7095万7147円。介護保険特別会計が、歳入67億645万8827

円、歳出63億6323万5358円。後期高齢者医療特別会計が、歳入10億8010万6725円、歳出10億5910万5807円で、いずれの特別会計も黒字決算となりました。

日本共産党館林市議団から反対討論が、緑水クラブから賛成討論が行われ、採決の結果、賛成多数で認定されました。

▽令和4年度館林市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について Ⅱ 令和4年度の未処分利益剰余金については、前年度繰越利益剰余金185万7360円に、当年度純利益6118万6656円を合わせた6304万4016円で、このうち、6000万円を減債積立金に積み立て、残額の304万4016円を翌年度へ繰越利益剰余金として処分することについて、地方公営企業法第32条の規定により、議会に対し議決を求められたもので、賛成多数で可決されました。

※未処分利益剰余金とは 決算で算出された未だ使途が決まっていない利益のことで、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた額となります。 議会の議決を経て、特定の使途を決定して処分するものです。

▽令和4年度館林市下水道事業会計決算の認定について Ⅱ 収益的収支においては、収入額14億9310万142円、支出額14億747万4748円で、消費税調整後の損益計算書上の純利益は6118万6656円となり、資本的収支においては、収入額4億8122万1950円、支出額10億94万2374円で、不足額5億1972万424円については、損益勘定留保資金等で補ったもので、採決の結果、賛成多数で認定されました。



マンホールの蓋